

学部新設130年前 飯尾氏が県内初免許



①安政制で県内初の獣医士となった飯尾平太氏の肖像写真
 ②飯尾氏の履歴書(いづれも複製提供)

野間馬繁殖・改良に尽力

県中各にもとど 飼育
 飼育の繁栄 平太氏は
 県の繁殖場を、まず香野
 健民(佐渡平太)が18
 86年に松山に開いた
 医学講習所と並び、海外
 らの繁殖場にも学び、
 35年に松山で香野健民
 内初の獣医士だ。

今治で半世紀の国内新設準が通大
 獣医学部 開学予定の2018年1月から約18
 0年前、同地に県内初の獣医が誕生した。飯尾
 平太氏(1864~1950年)で60年にわたっ
 て活動。市立野間の往來馬「野間馬」の繁殖と改良
 にも努め、地域の畜産発展を支えた。

研究を定めたる畜産部への
 期待が語られた。
 (山岡健夫)

今治市は古来、肥後
 を海外に輸出し、馬場を供
 給。平太氏の経験は現在の
 野間市にまで及び、97年こ
 りに健民の繁殖場のため
 乳牛飼育も推進。野間
 馬を繁殖して数頭から畜産
 改良にも取り組む。195
 0年には今治市畜産を主目
 に奨励館が建てられた。
 同市では繁殖場大和社学
 園(岡山市)が岡山県立大
 獣医学科(学卒生員160

人)なる畜産専攻。県内
 では1888年に東京
 畜産場地方で開校した
 医学講習所(現立獣医校)が
 出陣し、畜産講習所
 と合わせて100人以上の
 獣医士を育て、畜産と
 畜産講習所が畜産講習所
 平太氏の孫飯尾(19
 36)も1900年に獣医
 師として出陣した。長
 谷川(1914)は、農業の
 機械化と畜産の発展を
 平太氏の奨励館にちな
 びて畜産講習所(現畜
 二面氏の奨励館土丘は
 今治市にその開校の
 学講習所として「復興
 が生きた」と語り、
 はず。今畜に誇れる
 一人でも多く育つよう
 こと、平太氏が健民に
 力を貸した野間馬を



飯尾平太氏の獣医としての功績をたたえる頌功碑(一)が、日午後、今治市野間分5丁目

○獣医関連専門家(Veterinary Para-Professional:VPP)とは

出典:

<http://www.oie.int/for-the-media/editorials/detail/article/the-role-of-private-veterinarians-and-veterinary-para-professionals-in-the-provision-of-animal-health/>

The role of private veterinarians and veterinary para-professionals in the provision of animal health services

Various OIE Regional Commissions having requested that our organisation address the issue of the use of private veterinarians and veterinary para-professionals by national Veterinary Services and the conditions under which they may be used in order to comply with the OIE international standards on the quality of Veterinary Services and international certification of animals and their products. In response to these requests, an Ad hoc Group was formed with the following terms of reference:

- to define the functions and responsibilities of private veterinarians and para-professionals in the provision of animal health services; and
- to provide guidelines on the roles, inter-relationships and regulations required to link them with the relevant fields of activities of the Veterinary Services.

The objectives of the Ad hoc Group fall within two of the OIE's missions:

- to improve the transparency of the world animal health situation by setting minimum requirements for effective animal diseases and zoonosis surveillance systems; and
- to improve the safety of international trade in animals and animal products by setting minimum standards underpinning relevant procedures and requirements for export certification, acceptable to importing countries.

This work is also relevant to the commitment made by the major relevant International Organisations at the Doha ministerial meeting regarding capacity building in developing countries, where Veterinary Services may be under organisational or financial pressure, to enhance their participation in regional or international trade in animals and their products.

Members of the Ad hoc Group come from the public and private sectors, from Africa, the European Union, South America and South-East Asia.

In its recommendations, the Ad hoc Group accepted that Veterinary Services incorporate private veterinarians and veterinary para-professionals. It has defined a veterinary para-professional as a person who is authorised to carry out certain veterinary tasks with authorisation from a Veterinary Statutory Body, under the responsibility and direction of a registered or licenced veterinarian. Examples of veterinary para-professionals would include veterinary nurses, veterinary technicians, community-based animal health workers, food inspectors, and livestock inspectors. The modified definition of Veterinary Services emphasises the important role of the private sector in the provision of these services, especially regarding animal disease surveillance and reporting, and the implementation of animal disease control measures.

To ensure adherence to ethical codes and standards by veterinarians and veterinary para-professionals, the Ad hoc Group has recommended that a Veterinary Statutory Body be established in each OIE Member Country. This body will be responsible for the licensing/registration of private veterinarians and veterinary para-professionals, the setting and monitoring of professional standards, and for discipline. Such a body will

play a vital role in maintaining public and international confidence in Veterinary Services.

The Ad hoc Group has recommended that OIE Regional Commissions encourage the harmonisation of the licensing/registration of veterinarians, and eventually that of veterinary para-professionals, on a regional rather than on a single country basis. The Ad hoc Group has also recommended that Veterinary Services establish links to recognise and regulate transboundary veterinary activities, including the movement of veterinarians and para-professionals across national borders.

To strengthen animal health and veterinary public health services through improved involvement of private veterinarians and veterinary para-professionals, it was also considered important that Veterinary Services build formal links with individual veterinarians and veterinary para-professionals. Such links could take the form of contracts for the provision of specific services such as disease monitoring and surveillance, animal vaccination, food inspection and disease prevention and control. As field reports of disease outbreaks are a key component of disease surveillance, livestock owners and their sanitary organisations, veterinary para-professionals and private veterinarians have a vital role to play in the effective surveillance of animal diseases and zoonoses.

The recommendations arising from the meetings of the Ad hoc Group provide a sound basis for including these professional groups in the activities of the Veterinary Services of OIE Member Countries. This will in turn enhance the transparency of the world animal health situation, improve the safety of international trade in animals and animal products through reliable certification, and help to provide many countries with greater access to regional and international markets.

The Ad hoc Group's recommendations will be discussed at the OIE General Session in May 2004 and should lead to the adoption of new provisions for the relevant chapters of the Terrestrial Animal Health Code.

※日本語訳文(下線は強調するために付したため、原文にはない):

動物健康保障を提供するための民間獣医師および獣医関連専門家 (Veterinary para-professionals) の役割

OIE の Regional Commissions (地域委員会) は以下について要請している。「我々の組織は、民間獣医師および獣医関連専門家の有用性と、獣医事の質保証並びに動物およびその生産物の国際認証について OIE 国際基準に準拠するための条件設定について、取り組む必要がある。」これらの要請に応じて、次の基準でアドホックグループが形成された。

アドホックグループの目的:

1. 動物健康保障を提供する民間獣医師と獣医関連専門家の機能と責任を規定すること
2. 獣医療活動とそれに関連する分野との結びつきに必要な機能、相互関係、および規制に関するガイドラインを提供すること

このアドホックグループの目的は、OIE のミッションの 2 つ基準内に含まれる。

1. 動物疾病および人獣共通感染症の効果的な監視システムに対する最小要件を設定することによって、世界的な動物健康状況の透明性を向上させること。

2. 輸入国が受け入れ可能な輸出証明のための関連手順と要件の最低限の基準を定めることにより、動物および動物製品の国際貿易の安全性を改善すること。

この要請は、発展途上国が動物とその生産物の地域的または国際的貿易へ参加するために、作成されたコミットメントにも関連している。アドホックグループのメンバーはアフリカ、欧州連合 (EU)、南米、東南アジアの公的および民間セクターから構成されている。

アドホックグループは、その勧告において、獣医療は民間獣医師と獣医関連専門家を含むと認めた。また、獣医関連専門家は、獣医師の責任と指示の下で、獣医の法定機関から認可された幾つかの獣医業務を遂行する権限を持つ人物と定義している。獣医関連専門家の例には、獣医看護師、獣医技術者、地域の動物衛生従事者、食品検査官、家畜検査官などが含まれる。改訂された獣医療の定義では、これらのサービスの提供における民間部門の重要な役割、特に動物の疾病の監視と報告、動物の疾病対策の実施に関する重要な役割を強調している。

アドホックグループは、獣医師および獣医学専門家による倫理規範および基準を確実に遵守するために、各 OIE 加盟国に獣医師法定機関を設置することを推奨している。この機関は、民間の獣医師および獣医関連専門家の認可/登録、獣医関連専門家の基準の設定および監視、規律を担当する。このような機関は、獣医療に対する国民の信頼を維持する上で極めて重要な役割を果たす。

アドホックグループは、OIE 地域委員会が、獣医師および最終的には獣医関連専門家のライセンス/登録の調和を、単一国ではなく地域ごとに推進することを推奨している。アドホックグループはまた、獣医療が、国境を越えて獣医師および獣医関連専門家の移動を含む、国境を越えた獣医学の活動を認識し規制するためのリンクを確立するよう勧告している。

動物の健康と獣医の公衆衛生事業を強化するためには、民間の獣医師や獣医関連専門家の獣医療における役割を改善し、獣医療が個々の獣医師と獣医関連専門家との公式な関係により構築されることも重要と考えられた。そのようなリンクにより、疾病の監視と調査、動物の予防接種、食品の検査、病気の予防と管理などの特定の獣医事を提供するための信頼を得ることができる。

疾病発生では、現場レポートが疾病監視の重要な要素であるため、家畜の所有者とその衛生管理師、獣医関連専門家および民間獣医師の存在は、動物の疾病と人畜共通感染症の監視において重要な役割を果たす。

アドホックグループの会合で提起された勧告は、OIE 加盟国の獣医事の活動において、このような専門家グループを含めるための基盤を提供する。これにより、世界の動物の健康状態の透明性が高まり、信頼できる証明を得ることができ、動物およびその生産物の国際貿易の安全性が向上し、多くの国に地域および国際市場へのアクセスが拡大する。

アドホックグループの勧告は、2004年5月のOIE総会で議論され、陸生動物衛生コードに関連する新しい規定として採用されると考えられる。

国立大学法人愛媛大学と学校法人加計学園岡山理科大学との
包括的連携・協力に関する協定書

国立大学法人 愛媛大学と学校法人加計学園 岡山理科大学とは、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両大学は、これまで長年にわたり培ってきた実績を基盤にして、互いに緊密かつ組織的な連携・協力体制を築くことにより、両大学の広範囲な教育・研究の推進及び地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 両大学は、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 教育の向上及び推進に関すること。
- (2) 研究及び産学官連携の推進及び発展に関すること。
- (3) 地域・国際社会の発展及び活性化に関すること。
- (4) 学生の交流の推進に関すること。
- (5) 教職員の能力開発に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 前条に定める連携・協力事項の具体的な内容については、両大学間で協議し取り決めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月14日

愛媛県松山市道後樋又10番13号
国立大学法人 愛媛大学

岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園 岡山理科大学

学長

大橋 裕

学長

柳澤 康徳

国立大学法人愛媛大学と学校法人加計学園岡山理科大学との

研究分野の連携・協力に関する覚書

国立大学法人愛媛大学と学校法人加計学園岡山理科大学との包括的連携・協力に関する協定書 第2条に基づき、研究分野の連携・協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 連携・協力事項

1) 危機管理学術拠点の形成に向けた連携・協力

四国地区を中心とした感染症統御のための危機管理学術拠点の形成に向けた連携・協力をを行う。

2) トランスレーショナル研究の連携・協力

先端医療、創薬、医療機器、健康食品などのライフサイエンス分野において、基礎研究を人や家畜の健康に生かすトランスレーショナル研究の連携・協力をを行う。

3) 農畜水産物研究の連携・協力

農畜水産物の安全性確保、食料の安定供給及び養殖産業の振興に関する連携・協力をを行う。

4) 高度な研究能力を持つ人材養成

公衆衛生、ライフサイエンス研究分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力をを行う。

2 有効期間

本覚書の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

3 その他

本覚書に関し、疑義が生じたときは双方が協議する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月14日

愛媛県松山市道後樋又10番13号
国立大学法人 愛媛大学

岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園 岡山理科大学

学長

大橋 裕

学長

柳澤 康徳

覚書の具体的な内容について

覚書の具体的な内容は、項目ごとに下線で示す内容を計画している。

1 連携・協力事項

1) 危機管理学術拠点の形成に向けた連携・協力

四国地区を中心とした感染症統御のための危機管理学術拠点の形成に向けた連携・協力をを行う。

○人獣共通の感染症を制圧するためには、獣医学的監視、医獣連携による危機管理、医学的予防、治療の開発が求められている。愛媛大学医学部と岡山理科大学獣医学部が連携し、四国地区の危機管理拠点の形成を行う。両大学及び産官の研究者が所属組織等を超えた研究者グループを形成し、「共同研究」「セミナー等研究会の開催」等を行い課題解決に着手する。

2) トランスレーショナル研究の連携・協力

先端医療、創薬、医療機器、健康食品などのライフサイエンス分野において、基礎研究を人や家畜の健康に生かすトランスレーショナル研究の連携・協力をを行う。

○伴侶動物の疾病はヒト疾患の優れた自然発症モデルといわれている。臨床治験を企業ベース・研究ベースで行うシステムを構築し、新薬開発における効率を高めることを目指す。愛媛大学プロテオサイエンスセンターと岡山理科大学獣医学部等が連携し、研究者グループを形成し「共同研究」「セミナー等研究会の開催」等を行い課題解決に取り組む。

3) 農畜水産物研究の連携・協力

農畜水産物の安全性確保、食料の安定供給及び養殖産業の振興に関する連携・協力をを行う。

○農畜水産物の安全性確保、食料の安定供給及び養殖産業の振興に向けて、愛媛大学南予水産研究センター、沿岸環境科学研究センター及び食品健康科学研究センター等と岡山理科大学は「共同研究」等を通じて課題解決に取り組む。

4) 高度な研究能力を持つ人材養成

公衆衛生、ライフサイエンス研究分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力をを行う。

○愛媛大学医学部と岡山理科大学獣医学部は連携して大学院博士課程の設置を目指す。そのため、学部段階から学生及び教職員は双方の授業、研究活動等への参加や教育研究指導等の連携を行う。

以上

千葉科学大学と岡山理科大学との包括的連携・協力に関する協定書

千葉科学大学と岡山理科大学とは、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 両大学は、これまで長年にわたり培ってきた実績を基盤にして、互いにより緊密かつ組織的な連携・協力体制を築くことにより、両大学の広範囲な教育・研究の推進及び地域社会への貢献に寄与することを目的として、この協定を結ぶ。

(連携・協力事項)

第2条 両大学は、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 教育の向上及び推進に関すること。
- (2) 研究及び産学官連携の推進及び発展に関すること。
- (3) 地域・国際社会の発展及び活性化に関すること。
- (4) 学生の交流の推進に関すること。
- (5) 教職員の能力開発に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

(協議)

第3条 前条に定める連携・協力事項の具体的な内容については、両大学間で協議し取り決めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月10日

千葉県銚子市潮見町3番
学校法人加計学園 千葉科学大学
学長



岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園 岡山理科大学
学長



千葉科学大学と岡山理科大学との教育・研究分野の連携・協力に関する覚書

「千葉科学大学と岡山理科大学との包括的連携・協力に関する協定書」第2条に基づき、教育研究分野の連携・協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 連携・協力事項

1) ライフサイエンス分野の研究拠点形成

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は、創薬、先端医療、公衆衛生などのライフサイエンス分野において、基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力を行う。

2) 相互における講義等の提供

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部はライフサイエンス分野においてお互いの教育カリキュラムを提供する。

3) 高度な研究能力を持つ人材養成

ライフサイエンス分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力を行う。

2 有効期間

本覚書の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、いずれからも申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

3 その他

本覚書に関し、疑義が生じたときは双方が協議する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、両大学署名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年3月10日

千葉県銚子市潮見町3番
学校法人加計学園 千葉科学大学
学長



岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園 岡山理科大学
学長



覚書の具体的な内容について

覚書の具体的な内容は、項目ごとに下線で示す内容を計画している

1) ライフサイエンス分野の研究拠点形成

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は、創薬、先端医療、公衆衛生などのライフサイエンス分野において、基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力を行う。

○両大学及び産官の研究者が所属組織等を超えた研究者グループを形成し、「共同研究」「セミナー等研究会の開催」等、薬学と獣医学からの基礎及び応用研究をヒトや動物の健康に生かすための連携・協力をを行う。

2) 相互における講義等の提供

千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部はライフサイエンス分野においてお互いの教育カリキュラムを提供する。

○ライフサイエンス分野において、ヒトや動物の健康に生かすために必要な薬学および獣医学の科目をお互いに提供することにより、連携・協力できる教育カリキュラムを提供する。

3) 高度な研究能力を持つ人材養成

ライフサイエンス分野において、高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材養成に関する連携・協力をを行う。

○千葉科学大学薬学部と岡山理科大学獣医学部は高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成するため、お互いの研究室で研修を行えることを可能とし、また、異なる分野で違う体験することも可能とする等、相乗効果を得るため連携・協力をを行う。

以上

これは原本と相違ないことを証明します。

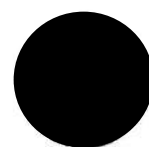
平成 29 年 3 月 22 日

岡山市北区理大町 1 番 1 号

学校法人 加計学園

理事長 加計 晃太





開学4年後を目的にAAALAC International(国際実験動物ケア評価認証協会)の認証取得を目指し、動物福祉の国際標準に基づいた運営管理を行う。AAALAC Internationalは国際的な動物実験プログラムの評価・認証機関であり、その認証を得ることにより、その機関における実験動物の飼育や動物実験の管理体制が国際的な標準に照らして適正であることが保証される。
 認証取得までのロードマップは下記の通りである。

AAALAC Internationalの認証取得までのロードマップ

行動計画	H29年度			H30年度			H31年度			H32年度			H33年度																																																																																												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																	
AAALAC対応(ILAR Guide8th準拠)実験動物施設建設	■																																																																																																								
動物実験規程、実験動物委員会規程、実験動物施設運営規程の整備				■																																																																																																					
AAALAC認証取得に向けた管理運営体制の整備(管理者、実験動物管理者、管理獣医師、管理主任、等の指名)				■																																																																																																					
ILAR Guide (8th)に沿った飼育施設、飼育・実験設備の整備				■																																																																																																					
実験動物施設の自己点検・評価及び評価結果の公表				■																																																																																																					
PSEの評価結果に対する改善措置				■																																																																																																					
																												<ul style="list-style-type: none"> ● 実験動物施設建設開始 ● AAALAC対応 															<ul style="list-style-type: none"> ● 獣医学部開設 ● 実験動物施設における動物の飼育・実験の開始 															<ul style="list-style-type: none"> ● 講義E S P A ● 実験v t s A ● プログラム(A L A C) ● ライフサイエンスの状況評価(動物) 															<ul style="list-style-type: none"> ● AAALACの通知受理(PSE評価結果) ● AAALACの調査員による訪問調査(6月) 															<ul style="list-style-type: none"> ● AAALACの調査員による訪問調査(10月) ● AAALACの調査員による訪問調査(10月) 															<ul style="list-style-type: none"> ● 認証取得決定(予定) 		